

平成27年度医療機能情報定期報告状況

【医療機能情報提供制度とは】 住民が医療機関にかかる場合、医療機関が患者に提供する治療、サービスなどの情報（「医療機能情報」）を知って医療機関を選択できるように、医療法第6条の3に基づき平成19年4月から開始された制度です。

- 【制度の概要】
- ・医療機関は、自院の提供する医療機能情報を、都道府県知事に年に1回以上報告しなければなりません。同時に医療機関は、都道府県知事に報告した医療機能情報の内容を記載した書面を、院内で閲覧できるようにしておくことが必要となります。
 - ・都道府県知事には、報告を受けた医療機能情報を、インターネット等で住民に対してわかりやすく提供することが義務付けられています。

種別	病院				診療所				歯科診療所				助産所				合計				(参考)
	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	
調査件数(a)	649				13,085				10,820				345				24,899				
報告状況	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	(参考)
平成28年1月1日 現在	477	12	489	75.3%	7,453	947	8,400	64.2%	5,136	1,036	6,172	57.0%	132	14	146	42.3%	13,198	2,009	15,207	61.1%	オンライン率 =オンライン/ 合計×100
2月:ハガキで再依頼																					
平成28年3月1日 現在	547	17	564	86.9%	9,102	1,220	10,322	78.9%	6,592	1,392	7,984	73.8%	183	28	211	61.2%	16,424	2,657	19,081	76.6%	
平成28年5月1日 現在	552	21	573	88.3%	9,186	1,342	10,528	80.5%	6,630	1,470	8,100	74.9%	184	33	217	62.9%	16,552	2,866	19,418	78.0%	
平成28年7月1日 現在	540	47	587	90.4%	9,153	1,515	10,668	81.5%	6,613	1,537	8,150	75.3%	183	38	221	64.1%	16,489	3,137	19,626	78.8%	84.0%

(参考)

平成27年7月1日 現在	555	34	589	91.6%	9,047	1,729	10,776	83.0%	6,719	1,668	8,387	77.7%	172	34	206	61.9%	16,493	3,465	19,958	80.6%	82.6%
平成26年7月1日 現在	609	19	628	96.8%	8,829	1,838	10,667	82.8%	6,595	1,811	8,406	77.9%	164	43	207	63.5%	16,197	3,711	19,908	80.8%	81.4%
平成25年7月1日 現在	590	24	614	95.0%	8,326	1,971	10,297	80.2%	6,227	1,891	8,118	75.3%	170	37	207	63.9%	15,313	3,923	19,236	78.2%	79.6%
平成24年7月1日 現在	485	102	587	91.6%	7,575	2,476	10,051	78.7%	5,853	2,316	8,169	75.9%	159	59	218	65.3%	14,072	4,953	19,025	77.6%	74.0%

「オンライン」報告 ⇒ 医療機関自らが、インターネットを通じて自医療機関の医療機能情報を追加・修正し、東京都へ報告する方法。
「紙」報告 ⇒ インターネット環境が無い(または使用できない)医療機関に対しては、東京都が当該医療機関の医療機能情報を紙面に印刷・送付し、医療機関が赤字訂正した紙面情報を東京都へ報告する方法。

※ 医療機関が定期報告時はオンラインにより報告したが、その後、「医療機能情報変更報告書」により変更報告をした場合等については、上記統計では、「紙」報告としてカウントしている。(例:ゴールデンウィークの休診日 etc.)